

- [指導監督的な実務経験] とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。  
また、この指導監督的な実務経験は、発注者から直接元請負人として請け負い、その請負代金の額が、4,500万円以上（昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。）であるものに関し2年以上有さなければならない。  
したがって、発注者から最初の元請負人として請負った建設工事に関する経験であり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。
- [発注者名] の欄には、最初の元請負人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記載すること。
- [経験年数] の欄には、[実務経験の内容] の欄に記載した建設工事に係る経験期間を記載しそれらの期間を合計して[合計]欄に記載するものとし、当該合計年数が2年（24月）以上となる必要がある。  
（この場合、経験期間が重複しているものであっては、二重に計算しない点に注意すること。）
- 証明に係る裏付書類として、契約書、注文書又は施工証明書等を添付すること。